

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集・運搬及び処分業務仕様書

1 業務名

県立広島病院及び県立二葉の里病院特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）収集・運搬及び処分業務

2 目的

発注者が排出する特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物）の収集・運搬及び処分を特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者である受注者へ委託することにより、産業廃棄物を適正に処理することを目的とする。

3 委託業務内容

(1) 対象となる廃棄物

番号	1
名称	感染性廃棄物
産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
量	県立広島病院：105,000ℓ/月（予定） 県立二葉の里病院：51,000ℓ/月（予定）
発生工程	医療行為により発生
性状及び荷姿	性状：固形状 荷姿：感染性廃棄物専用容器
腐敗、揮発等性状の変化に関する事項	特に把握していない
混合等により生ずる支障	特に把握していない
JISC0950 号に規定する含有マーク表示に関する事項	マークなし
石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その事項	該当なし
その他取扱いの注意事項	感染性廃棄物のため、取扱いに充分注意すること。

※ 特別管理産業廃棄物の場合は、廃棄物データシート（WDS）を使用し、廃棄物を実際に引き渡す前に別途発注者から受注者へ通知する。

(2) 感染性廃棄物専用容器の供給

(3) 専用容器の蓋を手で触ることなく開閉できる器具の用意

4 感染性廃棄物の回収等の方法

(1) 廃棄物集積場所

県立広島病院：中央棟地下1階職員駐車場特別管理産業廃棄物保管庫

県立二葉の里病院：病院北側特別管理産業廃棄物保管庫

(2) 収集の周期等

特別管理産業廃棄物保管庫から感染性廃棄物を収集し、受注者の処理場に運搬する。

県立広島病院：原則として月～金曜日（祝祭日を含む）の午前中（7:00～12:00）

県立二葉の里病院：原則として月・水・金曜日（祝祭日は含まず、前後日で調整）の午前中（8:30～12:00）

(3) 廃棄物の確認

収集の際には、発注者の職員が立会い、感染性廃棄物の数量を確認する。

(4) 容器の取り扱い

専用容器が破損し内容物が飛散・流出することのないよう、搬出時には十分注意すること。

(5) 搬出経路

搬出経路は、搬出経路図による。

(6) 事業者

収集・運搬及び処分は同一業者が行うこと。

5 感染性廃棄物専用容器の供給について

(1) 容器は、感染性廃棄物専用とし、他の廃棄物と区別できるものとする。

(2) 容器は、耐貫通性のあるプラスチック製で密閉できるものとする。

(3) 容器正面にバイオハザードマーク（黄色）の表示をすること。

(4) 容器容量は、小（20ℓ程度）、中（50ℓ程度）、大（70ℓ程度）の3種類とする。なお、容量については発注者の業務に支障のない範囲で変更することを妨げない。

(5) 専用容器は、すでに使用したものを供給してはならない。

(6) 専用容器の供給は、発注者の指定する場所に定期的に行い、常に数日分の在庫が院内に保管されているように留意すること。

6 専用容器の蓋を手で触ることなく開閉できる器具の用意

感染性廃棄物専用容器用の足踏み式フタ開閉スタンド（容器の蓋を手で触ることなく開閉できるようなもの。）を発注者の希望により用意すること。

なお、費用については本契約に含める。

県立広島病院：専用容器は現在院内に約 250 箇所設置

県立二葉の里病院：専用容器は現在院内に約 100 箇所設置

7 産業廃棄物管理票(マニフェスト)について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 の規定により、産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を交付し、廃棄物の処分管理を行うものとする。

なお、マニフェストについては、電子マニフェストを利用するものとする。